

I 事例

事業年度	平成28年4月1日～平成29年3月31日
財務締日	末日
取得価額	1,200,000円
取得年月日	平成28年5月31日
事業供用日	平成28年5月31日
償却方法(税法)	定額法
耐用年数(税法)	10年
償却率(税法)	0.100
償却実施額の計算	法人税法の償却限度額と同額

II 計算過程

1. 償却限度額の計算（確定申告）

初めに、確定申告における償却限度額を計算します。

償却限度額	=	取得価額	×	償却率	×	供用月数	÷	事業年度の月数
	=	1,200,000円	×	0.100	×	11か月	÷	12か月
	=	110,000円						

2. 償却実施額の計算（確定決算）

次に、年間の償却実施額を計算します。

当該資産は、償却実施額の計算方法を「法人税法の償却限度額と同額」としていますので、上記1. で計算した「110,000円」がそのまま年間の償却実施額となります。

3. 月別償却額の計算

続いて、上記2. で計算した年間の償却実施額を、各処理月に配賦します。

なお、1日でも事業の用に供していれば、配賦対象の処理月に含まれます。

処理月	月別償却額
平成28年4月	0円
平成28年5月	10,000円
平成28年6月	10,000円
平成28年7月	10,000円
平成28年8月	10,000円
平成28年9月	10,000円
平成28年10月	10,000円
平成28年11月	10,000円
平成28年12月	10,000円
平成29年1月	10,000円
平成29年2月	10,000円
平成29年3月	10,000円

4. 第1四半期の計算

最後に第1四半期の金額を計算しますが、償却限度額と償却実施額とで、以下のとおり、計算過程が異なります。

(1) 償却限度額の計算

上記1. の計算を、供用月数を「1か月」に置換えて計算します。
(※「5月31日～6月30日」までの間は、税務上、「1か月」とカウントされます。)

償却限度額	=	取得価額	×	償却率	×	供用月数	÷	事業年度の月数
	=	1,200,000円	×	0.100	×	1か月	÷	12か月
	=	10,000円						

(2) 償却実施額の計算

上記3. で計算した月別償却額のうち、第1四半期に属する「4月～6月」の3か月分の合計額を第1四半期における償却実施額とします。

処理月	月別償却額
平成28年4月	0円
平成28年5月	10,000円
平成28年6月	10,000円
合計	20,000円

(3) 第1四半期の計算結果

結果的に、第1四半期の別表には、以下の金額が記載されることになります。

償却限度額	10,000円
償却実施額	20,000円
償却超過額	10,000円

／以上